

平成26年5月16日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

## 「知的財産推進計画2014」の策定に向けた意見

わが国は、デフレ経済から成長経済へ移行を果たし、存在感のある国として存続するための重要な転換期にある。デフレマインドからの脱却を確実なものにするには成長戦略の着実な推進が重要であり、成長戦略の主役となるわが国中小企業のイノベーションによる競争力強化が不可欠である。

中小企業のイノベーション実現のカギは、ものづくりで蓄積された高度な技術に加え、ブランド、デザイン、ノウハウ等を含めた知的財産の活用にある。また、中小企業においても海外展開が増加する中、模倣品被害や技術・営業情報の流出被害への対応には、権利化にとどまらない知的財産の戦略的な活用、すなわちオープン&クローズ戦略が肝要となっている。そのため「知的財産推進計画2014」において、中小企業の知的財産の活用を引き続き重要な柱として位置づけ推進することが必要である。

さらに、世界の注目が集まる2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、わが国の魅力を世界にアピールする絶好の機会である。クール・ジャパンとして評価の高いアニメや漫画等のコンテンツの一層の海外展開促進のみならず、地域における魅力ある商品・サービスのブランド化から販路開拓までの一貫した支援の強化が重要である。

喫緊の課題となっている営業秘密および模倣品対策については、企業の取り組みレベル向上につながる情報提供、普及啓発を行うと同時に、制度面においても早急に必要な措置を講じるべきである。

以上を含め、わが国の競争力強化、中小企業の知的財産経営の推進、地域活性化の視点から「知的財産推進計画2014」に盛り込むべき政策事項に関して下記のとおり意見を述べる。

### 記

#### I. 重点要望事項

昨年6月に策定された「知的財産政策ビジョン」、「知的財産推進計画2013」に「中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援」がひとつの柱として盛りこまれたことは評価している。今後は、中小企業の知的財産の戦略的

活用に向けてより具体的な施策を着実に展開することが必要となる。

第一に、中小企業の海外展開が増加するに伴い、営業秘密の漏洩や模倣品被害は深刻な問題となっていることから、企業の対策を促進する支援、ならびに制度面の強化を図るべきである。

第二に、産業競争力強化法で中小・ベンチャー企業の特許料や国際出願費用等の減免制度が拡充されたが、減免制度の対象とならない中小企業はいまだ多い。制度の対象となる企業を中小企業全体に拡大するとともに、実用新案、意匠、商標も減免対象とするべきである。

第三に、わが国には海外から評価が高いコンテンツや魅力ある地域の商品・サービスが数多くあるが、その潜在力を引き出しきれていないことから、情報発信の強化、ブランド化、販路開拓などの一貫した支援を行うべきである。

以上のことから、当面の重点課題への対応として次の施策が必要と考える。

#### 1. 営業秘密の保護強化に向けた企業支援ならびに制度面の対応

- 「営業秘密管理指針」ならびに「技術流出防止指針」は、企業が直面している深刻な状況に対処できるよう、実態に即した見直しを図るとともに、中小企業にとってわかり易い内容とすること。
- 営業秘密については、秘密管理性、有用性、非公知性を備えるための具体的な取り組みを示した“実務マニュアル”を作成し、“実務マニュアル”に沿って管理された情報を営業秘密保護の対象とすること。
- 上記の指針やマニュアルを活用し、営業秘密は技術等のオープン&クローズ戦略の核となる知的財産であることへの理解促進や、営業秘密の漏洩の実態、対策の広報など、中小企業の経営者に対する普及啓発を強力に推進すること。
- 漏洩事例やベストプラクティス等、営業秘密保護に関する官民の情報共有・連携体制を早期に構築し、企業における営業秘密管理レベル向上を図ること。
- 営業秘密に関するワンストップ窓口を強化し、営業秘密の漏洩対策や侵害に係る訴訟等への相談対応を図ること。
- 企業活動の実態に即した営業秘密の要件緩和や国外流出に対する刑事罰の強化など、新法制定をはじめ営業秘密対策を強化すること。
- 不正に取得した営業秘密を利用し、海外で製造した製品の輸入を差し止めるため、関税法を見直すこと。

#### 2. 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対する支援および対策の強化

- 模倣品・海賊版等の知的財産侵害に対し、在外公館やジェトロ等による現地サポート、政府による相手国政府への働きかけの強化、民間交渉への同席など、対応を強化すること。
- 海外での模倣品・海賊版の流通を阻止するため、侵害発生国の税関、警察等

の執行機関に対して、わが国の取り締まりの実践的なノウハウの提供を積極的に行うこと。

- 輸入差止申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮すること。
3. 中小企業等を対象とする特許関係料金減免制度の改善
- 国内及び国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に従業員300人以下の中小企業は一律に利用できるように要件の緩和を図ること。また、対象を実用新案、意匠、商標に拡大すること。
  - 中小企業の各種申請手続きの簡素化を図ること。例えば、出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請時において、それぞれ個別の書類を求めるのではなく、一括して申請できるようにするなど。
  - 費用負担の大きい中小企業の弁理士費用の税額控除や補助制度の創設を図ること。
4. 職務発明制度の見直しに際しての円滑な移行
- 法人帰属化や使用者と従業者の契約にゆだねる等の方向で検討が進められている職務発明制度の見直しについては、中小企業の研究開発の実状を踏まえ、中小企業が円滑に対応できる仕組みにすること。
5. コンテンツの海外発信・放送および中小企業の海外展開支援の強化
- 日本から海外に向けてコンテンツを発信する番組の創設や海外での日本番組の放送など、わが国のコンテンツの海外展開を本格化すべき。また、中小コンテンツ企業の国内外の展示会への出展補助、販路開拓の支援を強化すること。
6. 地域ブランドの構築および販路開拓支援
- 京都ブランド、まちだシルクメロン（町田）、A-PLUS（熱海）などの地域における製品やサービスのブランド力向上に係る取り組みを後押しし、情報発信や販路開拓など、強力に支援していくこと。  
（例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」、等の取り組み支援など）
  - 地域の知的財産（育成者権、商標権、意匠権等）を総合的に活用し、地域産品の価値を高めるブランドマネジメントを担う人材の育成を図ること。
  - 商工会議所等が登録主体として追加される地域団体商標制度の活用を促進するため、商標を料金減免制度の対象とし、商工会議所等を減免措置の対象

団体とすること。

## Ⅱ. 競争力強化戦略に関する要望事項

わが国の持つ優れたものづくりや先端技術の強みを最大限に発揮するために、グローバルな知的財産システムの構築を牽引し、国際標準等の世界のルール作りを官民が一体となって主導していくべきである。

また、中小企業の海外展開が進展しており、競争力の源泉として知的財産の重要性が増している。単なる権利化だけでなく、技術、デザイン、ブランド、ノウハウといった知的財産がビジネスにおいて効果的、戦略的に活用されることが重要である。

以上のことから次の施策が必要と考える。

### 1. 国際標準・規格・認証による国際競争力の強化

- 標準化官民戦略会議で定める方針に従い、具体的な取り組みを官民一体となり、着実に実行すること。
- 中小企業が持つ高い技術や品質を海外で最大限に発揮するため、中小企業等が持つ技術の標準化やわが国の認証基盤の強化を図ること。
- 国際標準等に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。

### 2. 中小企業の国際標準・規格・認証の活用促進

- 製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、標準化や海外の規格に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- 海外展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- 国際標準や認証等の事例を活用した普及啓発をさらに強化すること。
- 国際標準を含む知的財産マネジメントを行える人材を育成するための事業を大幅に拡充すること

### 3. 知的財産経営の推進

- 特許のみでなく、実用新案、意匠、商標、営業秘密等の知的財産を事業にに応じて適切に使い分ける知的財産戦略の策定支援を強化すること。支援に当たっては単なる権利化ではなく、ビジネスモデル検討段階から事業に貢献する知的財産という視点が重要であり、大手企業のOBなど、知財戦略の策定、

実践に経験のある人材を活用すべき。

- 知的財産の戦略活用に関する中小企業経営者の理解促進を図るため、先進事例の紹介などを強化すること。
- 弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産の戦略活用促進に積極的に取り組むよう、インセンティブを創設すること。

#### 4. 知的財産システムのグローバル化・競争力強化

- 出願様式の共通化や特許審査ハイウェイ（PPH）を推進すること。
- 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- 新興国での安定した知的財産の保護による競争力の維持・強化のために、知財システム構築を積極的に支援すること。なお、任期満了を迎える任期付審査官の活用や、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- わが国の知財システムの競争力強化に繋がることから、出願から権利化までの期間の一層の短縮を図ること。
- パテントトロールのような濫用的な権利行使に対し、他国の動向を踏まえつつ、安易な訴訟提起の防止や差止請求の制限などについて検討すること。

#### 5. 中小企業の海外展開支援

- 外国出願に係る費用だけでなく、特許等の維持に係る費用（特許料、代理人費用等）についても補助を行うこと。
- 現在、都道府県等中小企業支援センター及びジェトロ本部が担っている「中小企業外国出願支援事業」の受付窓口を拡大すること。
- 海外における知的財産の侵害等に関する相談体制を強化し、外国侵害調査費用等に関する補助制度の周知を図ること。

#### 6. 産学官金連携の促進

- 大学や大企業の休眠特許を中小企業が有効活用するためのコーディネーターの育成およびネットワークの構築等により産学官連携を推進すること。
- 中小企業のデザイン活用を促進するために、デザイナーとのマッチングやデザイン芸術系大学との産学連携等の施策を強化すること。
- 中小企業の優れた知的財産を資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、金融機関からの資金調達等に活用できるシステムを提供すること。

#### 7. 特許電子図書館等の利便性向上

- 特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化すること

により、中小企業が技術情報をシームレスに検索・活用できるような総合的なデータベースを構築すること。

- 中国・韓国の特許、実用新案等の文献が増大しており、容易な文献検索を早期に実現すること。

#### 8. 人材育成の強化

- 中小企業向けに知財に関する人材育成カリキュラムを開発し、提供すること。
- 中小企業における知財人材育成のため、先進的な企業の取組事例を提供すること。
- 知的財産管理技能検定等の検定試験を中小企業の「知財人材」育成において活用させるようインセンティブを創設すること。
- 中小企業診断士、金融機関、大手企業のOB等、中小企業の知的財産の戦略活用促進に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。

### Ⅲ. コンテンツ戦略に関する要望事項

クール・ジャパンとして海外からも評価が高く、高い潜在力を持つわが国コンテンツ産業の競争力を強化し、海外展開を推進するとともに、非コンテンツ産業との連携を促し、波及効果を高めるべきである。他方、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通がアジア諸国を中心に拡大しており、侵害対策の強化を早期に図るべきである。

また、地域資源をブランド化する地域活性化の取り組みが盛んになっている。地域ブランドを構築し、国内外に展開するために、知的財産の活用に加え、情報発信や販路開拓などの支援をするべきである。

以上のことから次の施策が必要と考える。

#### 1. コンテンツの海外展開促進

- 特定の国や地域等にターゲットを絞り資源を集中的に投下するなど、効果的なコンテンツの海外展開を図ること。
- 国際見本市への共同出展や海外での日本イベントの開催など、官民一体となったコンテンツの海外展開や輸出支援策の拡充すること。
- 魅力あるコンテンツの海外への発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。また、札幌コンテンツ特区等で実績のあがった効果的な取り組みについては横展開を図ること。

## 2. 規制対応・侵害対策の強化

- 模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（ACTA）の加盟促進等を進めると同時に、経済連携協定や二国間交渉等により知的財産の保護を強力に働きかけること。
- わが国の劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りのノウハウを海外諸国に提供し、海外での取締り強化につなげること。また、海外での関連する法規制や取締り体制の実情について、国内企業に対する情報提供を強化すること。
- 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。
- 海外のコンテンツに関する規制情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。

## 3. 地域資源のブランド力の強化

- わが国の農林水産品の高付加価値化・ブランド力向上や産地の偽装表示等の排除に繋がることから、地理的表示保護制度の導入を早期に実現すること。
- ブランド強化に係る支援事業自体の、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとする。

## 4. 人材育成の強化

- デジタル化の進展により著作権の重要性が増していることから、セミナー等により著作権が理解できる人材育成を強化すること。
- コンテンツのグローバルなビジネスに対応できるプロデューサーの育成を強化すること。
- 若手クリエイターを対象としたコンテストなど、コンテンツ産業を担う人材育成支援策を強化すること。
- 地域においてコンテンツの有効活用策を普及啓発できる人材の育成を強化すること。

以 上